

## 2. 河川整備の実施に関する事項

### 2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

##### (1) 洪水を安全に流下させるための対策

###### 1) 堤防の整備

堤防の必要な断面が確保されていない区間については、河道への配分流量を安全に流下させることが出来るよう、堤防の新築、拡築等を行う。一部の区間については、土地利用状況や地域の状況等を踏まえ、その実情に応じた方法により被害の軽減を図る。

また、堤防の整備に伴い所要の機能が確保できなくなる樋門等の構造物については改築・継ぎ足しを行うとともに、構造物周辺は必要に応じ護岸等による補強を行う。更に樋門等については、必要に応じて統廃合を行うとともに、必要に応じ耐震対策を実施するものとする。

歴史的な経緯の中で建設された土木構造物である堤防は、内部構造が不明確な場合もあることから、調査・点検を行い、必要に応じて強化対策を図りつつ堤防整備を推進する。

堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸浸食・洗掘により堤防の安全性が損なわれる恐れが生じた区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める。

また、堤防の整備にあたっては、地域の土地利用計画等と調整を図る。

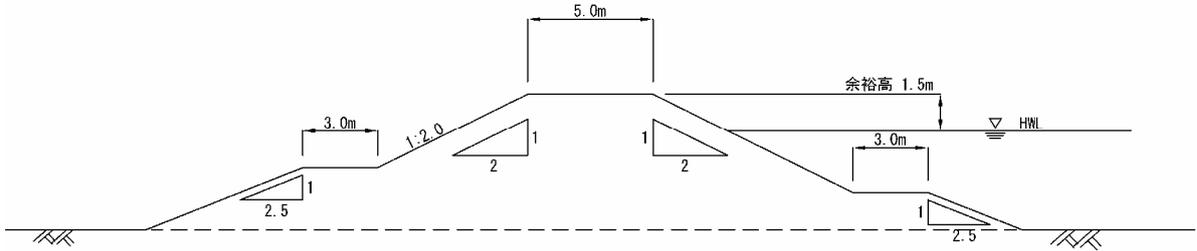
表 2-1 堤防の整備(堤防断面の確保)を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
常呂川	左岸	KP 4.6~KP 5.6
		KP37.2~KP37.8
		KP52.5~KP52.6
	右岸	KP38.0~KP38.4

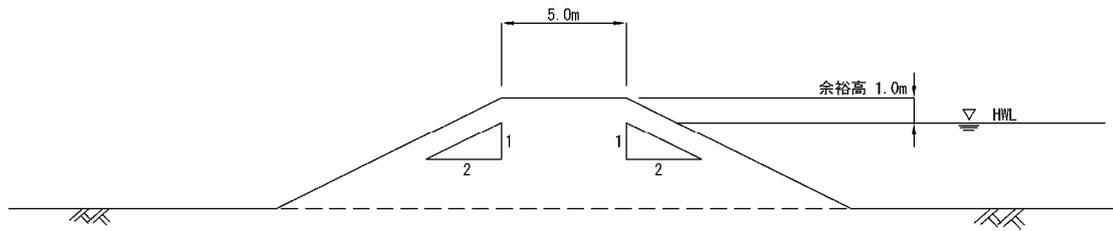
2条7号区間については、計画的に整備・移管を行うため道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

# 常呂川本川

## 愛の川合流点下流 及び無加川及び支川背水区間



## 愛の川合流点より上流 及び支川背水区間



注) 堤防の設置にあたっては、雨水の浸透対策や維持管理及び堤防のり面の利用面から一枚のり面化を図るものとする。

図 2-1 堤防の標準断面図

## 2) 河道の掘削等

河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるように掘削を行う。なお、掘削に当たっては、河岸の浸食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

表 2-2 河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工の場所等

河川名	施工の場所
常呂川	KP 8.8~KP27.2
	KP54.2~KP55.8
無加川	KP 0.6~KP 1.0

2条7号区間については、計画的に整備・移管を行うため道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

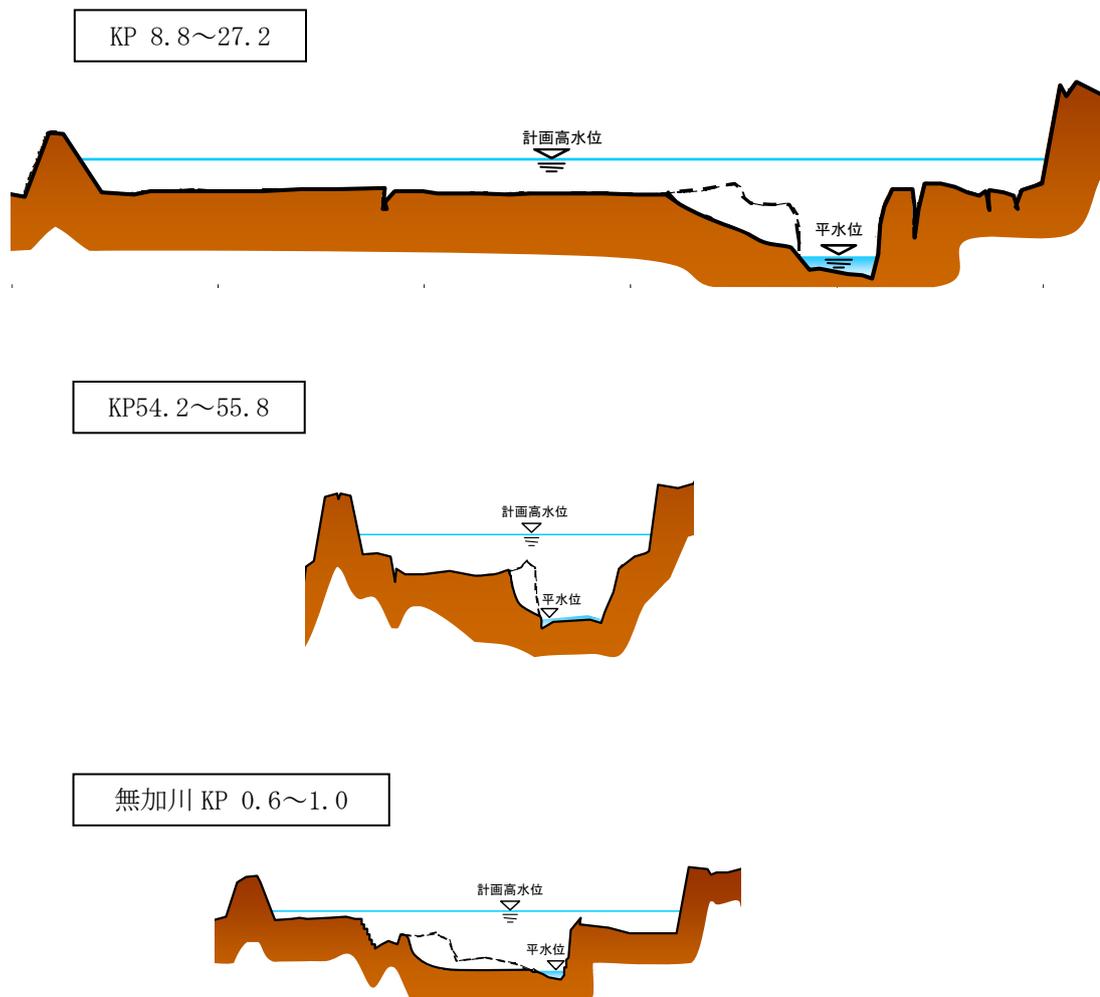
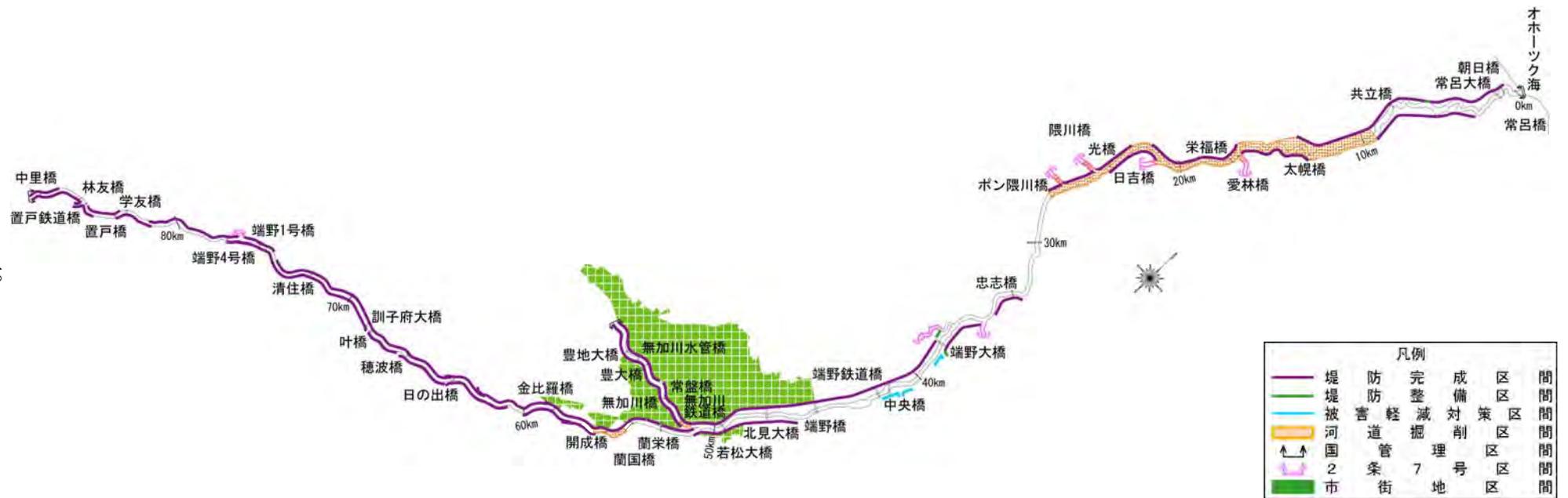


図 2-2 河道の掘削等による流下能力確保のイメージ図



注) 実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合内容が変更となる場合がある。

図 2-3 堤防の整備、河道の掘削等を実施する区間

## (2) 内水対策

流域の各地で発生する内水氾濫に対して、機動性がある排水ポンプ車等を配備し、円滑かつ迅速に内水を排除する。このため、内水氾濫時にポンプ車、クレーン車等の大型車両が進出し、円滑な作業が出来るよう必要な進入路、作業ヤード等を整備する。

なお、内水対策の実施にあたっては、浸水被害の状況、土地利用状況及び支川の整備状況等を踏まえ、自治体、関係機関等と調整・連携し、その被害軽減に努める。



ポンプ車による内水排除の状況



図 2-4 内水排水のイメージ図

### (3) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

#### 1) 水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋等の緊急用資機材の備蓄基地を整備する。なお、平常時においても、関係機関と連携し、防災教育等の場としての活用を図る。

また、非常用の土砂等を備蓄するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

表 2-3 水防拠点の整備の内容

河川名	主な整備の内容
常呂川流域	水防作業ヤード 緊急用資機材備蓄基地等

#### 2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、必要に応じ水防資機材運搬車両等の方向転換場所(車両交換所)を計画的に整備する。

#### 3) 光ファイバー網等の整備

迅速かつ効果的な洪水対応及び危機管理対策を行うため、北見市に続き、新たに訓子府町、置戸町への接続などの光ファイバー網の整備を行うとともに、観測設備、監視カメラの設置を行い、水位、雨量、画像等の河川情報を収集する。その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動及び避難誘導等への活用を支援する。



図 2-5 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

## 2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

既設の鹿ノ子ダムの効率的な運用を図り、かんがい用水の補給などを含む流水の正常な機能の維持を行う。

このことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として、北見地点において概ね  $8\text{m}^3/\text{s}$  の確保に努めることを目標に、各種用水の安定供給、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全等に努める。

このため、現在北見地点において、夏季に概ね  $6\text{m}^3/\text{s}$ 、冬季に概ね  $4\text{m}^3/\text{s}$ 、その他の期間は概ね  $11\text{m}^3/\text{s}$  を目途に補給を行っている鹿ノ子ダムの運用の見直しを行う。

## 2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

### (1) 河畔林の保全、河岸の多様化

常呂川には、ヤナギ類やハルニレ、ミズナラ等の河畔林が分布しており、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場、良好な景観形成、自然との豊かなふれあいの場の提供等、多様な機能を有している。特に、植生豊かな水際部は、魚類や水生生物等にとって貴重な生息・生育・繁殖環境を形成している。

一方、河畔林が洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう治水面との整合を図りつつ、これらの機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要である。

このため、河道の掘削等に当たっては、断面が単調にならないように配慮するとともに、河岸植生の回復などにより河岸の多様性確保に努める。また、河道内の樹木は、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する。

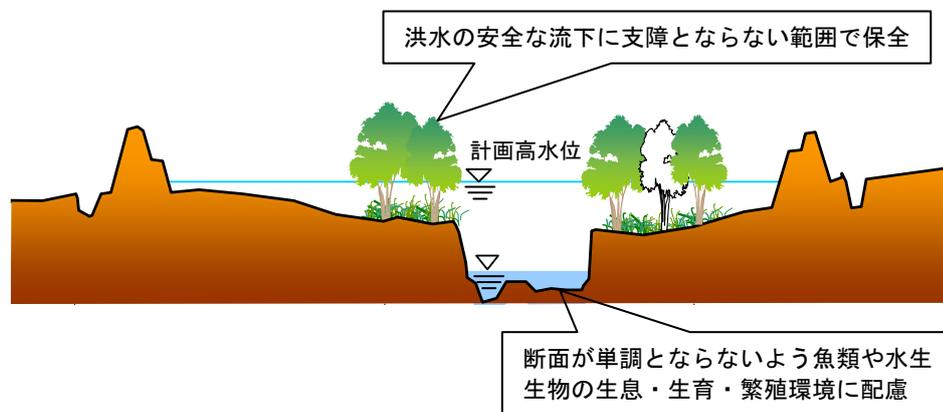


図 2-6 河畔林の保全、河岸の多様化イメージ図

## (2) 魚類等の移動の連続性

常呂川では、サケ、マス等の遡河性の魚類が生息・繁殖しており、これらの生息・繁殖環境を保全するためには、流況や河床材料等への配慮に加え、移動の連続性を確保することが重要である。

このため、頭首工等においては今後も施設管理者と調整・連携し、魚道の管理等、魚類等の移動の連続性を確保し、これらの良好な生息・繁殖環境の保全に努める。

## (3) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

常呂川流域は、山地、農地が占める割合が高く、それら地域の景観と調和する常呂川らしい河川景観の保全に努める。

具体的には次のように河川景観の保全に努める。

仁頃川合流点より下流では、河道掘削後の河岸植生の早期回復を図るとともに、河川環境に配慮しながら、畑作地帯と調和した常呂川らしい地域景観の形成に努める。

常呂川や無加川を横断する橋梁は、常呂川と市街地の街並みや畑作地帯の景観の広がりを見守る視点場ともなることから、その眺望に配慮しつつ地域と連携し良好な河川景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門等構造物の形態及び素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。



端野大橋上流の眺望  
(北見市端野の畑作地帯)



北見ヶ丘展望台から常呂川を望む眺望  
(北見市街)

## 常呂川の河川景観

#### (4) 人と川とのふれあいに関する整備

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画のブロック別管理方針を踏まえ、生活の基礎や歴史、文化、風土を形成してきた常呂川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツ、船の活用などの河川利用、環境学習の場等として活用できるよう、できるだけ自然を活かすとともに、高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の整備に努める。その際、河口部の歴史的な遺跡の保全など、沿川の自治体の河川に関連する取り組みや地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備を推進する。

鹿ノ子ダム(おけと湖)周辺については、「水源地域ビジョン」の推進に向けて関係機関等と連携し、地域支援を行い、豊かな自然環境を保全しつつ、地域の活性化につながる拠点づくりに努める。



図 2-7 人と川とのふれあいに関する整備箇所